

議員提出議案第5号反対討論

2010年3月17日
日本共産党 錦織陽子

議員提出議案第5号 鳥取県議会議員の定数及び各選挙区で選挙すべき議員定数を定める条例を一部改正する条例について、反対の討論をします。

今回出された内容は、議員定数38人のうち鳥取市、東伯郡、米子市選挙区の3選挙区の議員数をそれぞれ1人減の3減しようとする提案です。

新聞報道によりますと、「鳥根県議とのバランスを考えると県民の常識が許さない」「議員の身分に関わることなので少なくとも2/3以上の議員の賛同が必要だ」などの議員の意見がありました。また会派自由民主党の定数削減案のこのたびの提案の仕方に、「これまでの経過を無視した乱暴なやり方」「乱暴で幼稚だ」などという意見もできました。確かに今回の議案提案の進め方には、私も異論はあるところですが、そもそも議員定数削減に反対であります。

議員定数は議会制民主主義の根本にかかわる重要な問題です。地方自治法第90条によると都道府県議の議員定数は、人口70万人未満の都道府県では40人となっており、これが法定数ですが、現在でも2名減の38人です。

議員は住民の声を行政や議会に反映させる県民と県政をつなぐパイプ役。そして知事の提案する予算や事業案に対するチェック役の機能をもっています。こうした役割をもつ議員を減らすことは、多様な住民の意見を行政に反映させる力が弱まり、市民運動や女性の政治参加の機会を奪うことになるのではないのでしょうか。そして市町村合併で議員の数が減らされ「住民の声が届かなくなった」というのは多くの住民の声です。

県財政が厳しいから議員も自ら身を削るべきだという一部の声もありますが、削られるのは住民の声であり、削るというのなら議員の海外派遣費や宿泊費など議会費をまず見直すべきではありませんか。そして議員自らが議会活動をもっと県民に知らせる努力をすべきではないでしょうか。

今回の提案については議会としての検討委員会も開いておらず、さらに「小谷議長のマニフェストだから」という、議長が所属する会派自由民主党からの声も出されましたが、議長の個人的なマニフェストを持ち出して、代表者会議の経過を無視して急遽、定数削減を提出するとは、議会制民主主義を否定する暴走行為としかいえません。以上の理由で定数削減議案に反対し、私の討論を終わります。